

4月1日から

# 「安中市犯罪被害者等支援条例」を

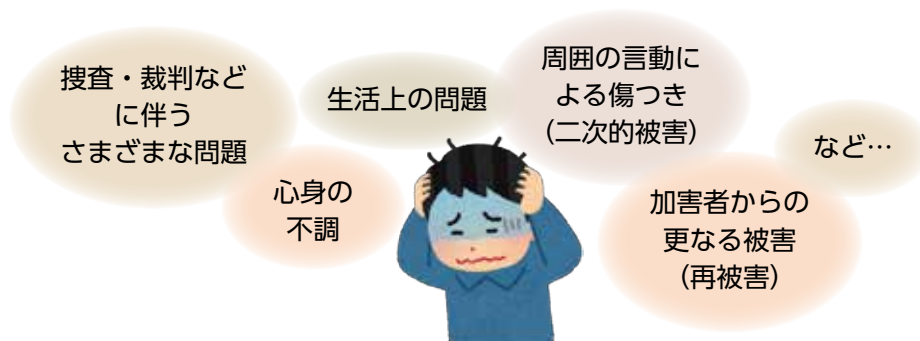
## 施行します

市は、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して「安中市犯罪被害者等支援条例」および「安中市犯罪被害者等見舞金支給要綱」の運用を開始します。

誰もが、ある日突然犯罪被害者やその家族・遺族になるかもしれません。犯罪被害者等は、犯罪などによる直接的な被害に加え、周囲の無理解や配慮に欠けた対応などによる間接的な被害にも苦しめられる場合があります。

このため、市では犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻せるよう、地域の実情に応じた支援を総合的に推進することを目的として、「安中市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## 犯罪被害者等が直面するさまざまな問題



## 条例に基づく支援の一部

### 相談及び情報の提供等(第7条)

市民相談室に総合相談窓口を設置しました。総合的な支援体制を整備し、犯罪被害者等からの相談や、必要な情報の提供を行います。

### 経済的な支援(第9条)

被害者が重傷病を負った場合は「重傷病見舞金」を支給します。また、被害者が亡くなった場合は、遺族に対して「遺族見舞金」を支給します。  
(被害者・遺族ともに被害当時安中市民であった場合)

### 居住の安定のための施策(第11条)

犯罪等・二次的被害・再被害により従前の住宅に居住することが困難となった場合、一時的に住居の提供をします。

### 広報及び啓発(第14条)

犯罪被害者等が地域社会から孤立しないように、また、支援の必要性などについて市民や事業者等に理解を深めていただくために、広報活動や啓発活動を行います。

犯罪被害者等の支援を実効的なものにするためには  
市民の皆さんの協力が不可欠です。

**ご理解・ご協力をお願いします**



安中市  
マスコットキャラクター  
こうめちゃん



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョットちゃん」